

○ 財務省告示第二百八十五号
平成十五年八月十九日施行規則
平成二十一年九月五日告示する。
國庫短期債券（第三百八十九回）
財務大臣臨時代理 新藤義孝

行二令
平条例第六号
成件等を次年とおり告示する。

二 一
の法發号名
條律行稱
項及の及び記
び根拠
そ拠

四 三
發行方法の適
用振替法の適

場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
参て札発によ下競関を振成十三年法
加、と行「争は受替式等の振替に日本銀も」とい
者財同「発格付本銀の競し銀も」とい
ご務時「行格付本銀の競し銀も」とい
と大にい「争て行のう。」
に臣行う「以下入行とと。」
応がわ「札わすし。」
募各れ及「札わすし。」
限国るび価「れ。」
度債入価格「とる。」
額市札格競「い入」
の定 法

八	七	六	五		
ロイ		ロイ		ロイ	
最	払	発	方募		
低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	入価法入		
額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	札格決		
面札格第参市発競金	札格第参市発競	札格第参市	発競定		
金発競I加場行争額	発競I加場行争額	発競I加場	行争の		
千千四十五	額億額	込募各当も各	価一を		
万二千八兆	面円面	み限国ての申	格国定		
円百六万二	金金	の度債るか込	競債め		
	額額	応額市。らみ	争市る		
	でで	募の場その	入場も		
	四五	額範特のう	札特の		
	千兆	を囲別応ち	發別に		
	六二	割内參募応	行參よ		
	百千	りに加額募	「加る		
	四七	當お者を価	と者發		
	百四	ていご順格	い・行		
	九十	るてと次の	う第へ		
	五千	。各の割高	。I以		
	六億	申応りい	非下		
	百千				
	一万八百				
	九九				

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	九								
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 金 額	償 ・ 期 限	行 入 札 發	争 別 格 競	非 債 第 I	者 債 市 加	特 債 市 場	国 行 競 加	入 札 競 格	価 行 價 格	発 行 價 格	替 單 位	振 替 位
平 成 二 十 五 年 八 月 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 に う 、 期 つ 。 そ が き の 銀 月 翌 行 當 業 業 日 日	額 面 金 額 を 支 き は 年 、 、 十 五 年 、 一 月 月 休 業 業 日 日	償 還 金 額 と 償 金 は 還 年 、 期 つ 。 そ が き の 銀 月 翌 行 當 業 業 日 日	当 た し と 、 五 年 、 百 五 年 、 十 五 年 、 一 月 月 休 業 業 日 日	平 成 大 十 五 年 八 月 十 九 日	十 七 錢 七 厘 六 毛 九 十 九	額 面 募 額 百 格 五 毛 上 九 そ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 十 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 そ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 れ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 ぞ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 れ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 ぞ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 れ 九	額 面 債 金 七 額 百 五 円 上 九 れ 九

十額の十額 平す額の振
 七面応七面 成るの記替
 錢金募錢金 二。整載法
 七額価七額 十数又の
 厘百格厘百 五倍は規
 六円五円 年の記定
 毛に毛に 八金録に
 つ以つ月 額はよ
 き上月十九に、る
 九の九十九よ最振
 十そ十日る低替
 九れ九も額口
 九ぞ九の面座
 九れ九と金簿